

Lesson

消費期限・賞味期限の表示方法とは？

一括表示部分に消費か賞味かを明示した上で(年・月・日)、または(年・月)それぞれをこの順に並べて表示を行う必要があります。(消費者庁 食品表示基準(平成27年3月30日消食表第140号)第2章加工食品(加工-25より))

✓ 「**枠外記載**」や「**別途記載**」の表示は**NG!**

一括表示部分に表示することが困難と認められる場合には、一括表示部分に「この面の上部に記載」等、表示箇所を指定する方法で、(年・月・日)または(年・月)を指定箇所に単独で表示することができます。ただし「**枠外記載**」や「**別途記載**」などの**あいまいな表示は認められません**。

菓子箱の記載例

| |
|---------------|
| 青森県(りんご) |
| 賞味期限 箱の側面に記載 |
| 日光、高温多湿を避けて保存 |
| 会社ラグノオささき |
| 県弘前市大字百石町9番地 |



POINT

文字は原則「8pt以上」

表示に使用する文字は原則として8ポイントの活字以上の大きさの文字を使用する必要がありますが、表示可能面積がおおむね**150平方センチメートル(はがきサイズ)以下のもの**にあつては、**5.5ポイント以上**の大きさの文字を使用することが認められています。

栄養成分表示について

一般用加工食品は、食品表示基準第3条に規定された、熱量またはエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の表示が義務付けられています。

| 区分 | 一般用加工食品における表示基準 |
|--|--|
| ①熱量またはエネルギー ②たんぱく質 ③脂質 ④炭水化物 ⑤食塩相当量 | 原則、①～⑤の順番で 必ず表示すること 。 |
| 上記以外で食品表示基準別表第9に掲げられた栄養成分(カルシウム・糖質・食物繊維・ビタミンCなど) | 任意で表示することができる。なお、容器包装に、これらの栄養成分を 表示する場合 、栄養成分表示枠内にも 当該栄養成分の量を必ず表示すること 。(下記の例を参照) |

表示例

容器包装に栄養成分名「**ビタミンC**」を表示。



栄養成分表示枠内に、**ビタミンCの量を必ず表示する**。